

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年1月7日(2025.1.7)

【公開番号】特開2024-126719(P2024-126719A)

【公開日】令和6年9月20日(2024.9.20)

【年通号数】公開公報(特許)2024-177

【出願番号】特願2023-35294(P2023-35294)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 1 1 A

A 6 3 F 5/04 5 1 1 A

【手続補正書】

【提出日】令和6年12月23日(2024.12.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の画像表示手段を有しており、

リールを有しており、

点灯することでリールを照らすことが可能なリールバックランプを有しており、

正面視にてリールの手前側に所定の画像表示手段が位置し、

リールバックランプが点灯している場合には、所定の画像表示手段を通してリールが視認容易となり得るよう構成されており、リールバックランプが消灯している場合には、所定の画像表示手段を通してリールが相対的に視認困難となり得るよう構成されており、

30

リールが回転している所定の状況にて遊技機への電源供給が遮断された場合においては、リールバックランプが消灯した後にリールが停止するよう構成されていることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本態様に係る遊技機は、

40

所定の画像表示手段を有しており、

リールを有しており、

点灯することでリールを照らすことが可能なリールバックランプを有しており、

正面視にてリールの手前側に所定の画像表示手段が位置し、

リールバックランプが点灯している場合には、所定の画像表示手段を通してリールが視認容易となり得るよう構成されており、リールバックランプが消灯している場合には、所定の画像表示手段を通してリールが相対的に視認困難となり得るよう構成されており、

50

リールが回転している所定の状況にて遊技機への電源供給が遮断された場合においては、リールバックランプが消灯した後にリールが停止するよう構成されていることを特徴とする遊技機である。